



使ってみませんか？マイナ保険証



マイナ保険証のメリット

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| ①過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる | ②手続きなしで高額療養費（※）の限度額を超える支払いが免除される |
| ③救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される | ④マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる |

※高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。マイナ保険証を利用する場合は、申請不要で窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。



はじめに利用登録が必要です

初回のみ、マイナンバーカードを健康保険証として使うための利用登録をしてください。

- ・医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ・マイナポータルから行う
- ・セブン銀行ATMから行う



マイナ保険証を使ってみましょう

- ①受付にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②顔認証か暗証番号で本人確認を行う
- ③画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択



▲詳細
「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」厚生労働省HP



本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするの？

マイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することで受付することができます。ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情がある場合、家族の方や介助者、職員等が代わりにマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を受けてください。

※役場窓口で申請することにより、資格確認書の取得も可能です。



マイナ保険証の利用登録を解除したい場合はどうするの？

- ▶美浦村国民健康保険または茨城県後期高齢者医療制度の加入者
→国保年金課で解除申請の手続きをしてください。

- ▶社会保険等の加入者
→加入している医療保険の保険者にご確認ください。

※原則、被保険者本人からの申請のみ受け付けます。

※利用登録解除後、マイナポータルの画面に反映されるまで、1～2か月程度かかることがあります。

※解除申請後から解除がなされるまでの間に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に解除申請を行った旨を申し出てください。

※解除申請後も再度利用登録を行うことは可能です。

- 問合せ
- ・マイナンバーカード取得・電子証明書更新について 住民課 ☎029-885-0340(内)124
 - ・国民健康保険・後期高齢者医療制度について 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116